



## 農地の売買や転用を行う場合は 農地法の許可が必要です



市街化調整区域の農地について、売買や転用を行う場合は、農業委員会の許可（市街化区域内の農地の転用については届出）が必要です。

申請書や届出書は、大津市のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/065/2200/s/index.html>

問い合わせ先：農業委員会事務局 Tel077-528-2680

## 農地中間管理事業を活用しませんか

農地中間管理事業とは、知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金）が所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

令和5年1月1日の賃貸借契約から手数料が必要となります。

問い合わせ先：滋賀県農地中間管理機構

大津・南部窓口 Tel077-516-4570

## 見に行っちゃダメ!!

大雨や強風の中、ほ場を見回りに行くのは大変キケンです。  
ほ場の見回りは大雨・強風がおさまってからにしましょう。

事例1 田や用水路の見回りに行き転落

事例2 水路の障害物を除去しようとして転落

出典：農林水産省 Web サイト [https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/pdf/taifu.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/taifu.pdf)



編集後記

今年度は、新型コロナウイルス感染症オミクロン株が急拡大したため、「農業者等との意見交換会」を中止せざるをえませんでした。

また、今年の冬はとても寒く、雪も多く降り、わたしたちの生活にも影響を及ぼしました。

まもなく4月です。

コロナが収束し、明るい新年度を迎えたいものです。



みどりのこだま編集部

委員長 田中 謙一  
委員 森元 直紀

西村 博  
宇野 幸太郎

読者の皆様のご感想を  
お聞かせください。